

安芸広域市町村圏事務組合情報公開調整委員会規程

(令和6年2月28日 規程第1号)

(設置)

第1条 安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例(令和6年条例第2号)第10条第1項に規定する公開決定等に当たり、その処理の適正かつ円滑な実施を図るため、情報公開調整委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議及び調整を行うものとする。

- (1) 情報の公開の統一的判断に関すること。
- (2) 情報の公開請求に対して、当該実施機関の主管局等において、公開の可否を決定しがたいもの。

(委員)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 事務局長
 - (2) 関係する局等の長
 - (3) 前2号の者のほか、職員の中から管理者が任命するもの
- 2 委員会に委員長を置き、事務局長をもってこれに充てる。委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって決する。

(関係職員の出席等)

第5条 委員会は、委員会に付議する事案について、関係職員の出席を求め、資料の提出又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。